

別添 履行場所等

1. 履行場所

本件業務の対象とする児童クラブは、下表のとおりとする。ただし、設置場所や学校の事情等で、一時的に場所を変更して運営する場合があるものとする。

また、入会希望の状況等により、児童クラブの新規開設や閉鎖等、箇所数の増減や設置場所の変更が生じる場合があるものとする。

児童クラブ名	単位	所在地	場所	施設	定員	配置人数
姫山児童クラブ	第 1	姫原一丁目 3 番 1 3 号	学校外	専用施設	52	4
	第 2	山越三丁目 8 0 0 番地	校内	教室	78	5
				〈計〉	130	9
石井児童クラブ	第 1	東石井六丁目 8 番 5 2 号	校内	専用施設	50	3
	第 2			専用施設	36	3
	第 3			教室	56	4
	第 4			教室	36	3
				〈計〉	178	13

※ 上表のほか、現在の入会児童数その他詳細な情報は市が別で提供するものとする。

※ 「定員」は受入人数の上限（目安）とし、実際の入会児童数は申請状況等を踏まえて、毎年度、市が決定するものとする。

※ 「配置人数」は、定員数を受け入れた際、市が必要と考える支援員の人数を次の区分に応じて記載している。なお、児童の来所前や帰宅後、または土曜日の開所などで利用児童が少ない場合、その他利用する児童への支援に支障がないと判断する場合、必要な支援員数を配置した上で配置人数を下回る数で運営することができる。

【職員配置区分】

入会児童数	35 人以下	36～50 人	51～70 人	71 人以上
配置人数	2 人	3 人	4 人	5 人

※ 土曜日や夜間の時間帯など利用する児童が少ないときは、必要な支援員数を配置した上で、支援単位を集約して運営することができる。

2. 閉所日

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (2) 8 月 12 日から 8 月 16 日までの日
- (3) 12 月 29 日から 1 月 3 日までの日（(1) に掲げる日を除く）
- (4) 10 月 7 日（旧松山市地方祭の日）

3. 開所時間

- (1) 小学校の登校日に実施する場合 放課から午後 7 時まで
- (2) 小学校の休校日に実施する場合 午前 7 時 30 分から午後 7 時まで

4. その他

受入れ対象の小学校の行事及び現在の児童クラブの運営状況を踏まえ、市が必要と認めるときは、上記のほか、臨時に閉所日を設け、又は開所時間を変更することができるものとする。